

災害復旧事業とは

台風、豪雨、地震など自然災害により、道路、河川、学校などの公共施設や農地・農業用施設等が被害を受けた場合、その施設の管理者である地方公共団体等は、公共の福祉の確保や農林水産業の維持を図るためにその復旧を行うこととなります。その際、被災した地域には速やかに災害復旧事業を実施する必要があることから、一定の要件に該当する災害復旧事業については、国がその経費の一部を負担又は補助しています。

地方公共団体等

申請者

被害を受けた施設の管理者である地方公共団体等は、被災箇所の復旧事業計画を策定し、所管する主務大臣（国土交通大臣、農林水産大臣等）に対し災害復旧事業費を申請します。

申請

被災現地において、申請者、査定官、立会官の三者が適切な復旧工法と事業規模を検討し、災害復旧事業費を決定します。



地方公共団体等に対し、災害復旧事業費の一部の負担又は補助を行います。



写真：熊本県提供

主務省

査定官

申請を受けた主務省（国土交通省、農林水産省等）は、被災現地に災害査定官を派遣し、災害復旧事業費の査定を行います。

派遣

財務局

立会官

財務局は、財政を所管する財務省の立場から被災現地に立会官を派遣し、主務省が行う査定の公正・適正を期するために立ち会います。

派遣



財務局は、主務省とともに速やかに現地査定を行い、早期に適切な災害復旧が行われ、被災地域の生活環境の安定が図られるように努めています。